

◎漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

(略称) 中国との漁業協定

平成 九年十一月 十一日 東京で署名  
平成 十年 四月 三十日 国会承認  
平成 十二年 三月三十一日 効力発生のための公文の交換の閣議決定  
平成 十二年 三月三十一日 北京で効力発生のための公文の交換  
平成 十二年 四月 五日 公布及び告示  
(条約第二号及び外務省告示第一五七号)  
平成 十二年 六月 一日 効力発生

目次

ページ

前文	三四五
第一条 協定の適用範囲	三四五
第二条 相互入会いの許可制	三四五
第三条 沿岸国による操業条件等の決定	三四六
第四条 他国水域における操業	三四六
第五条 沿岸国の法令の遵守	三四七
第六条 相互入会い措置をとらない水域	三四七
第七条 暫定措置水域の共同規制	三四八
第八条 航行及び操業の安全の確保	三四九
第九条 海難救助及び緊急避難	三四九
第十条 資源の保存のための協力等	三五〇

第十一条	漁業委員会の設置	三五〇
第十二条	海洋法に関する諸問題	三五一
第十三条	附属書の位置付け及びその修正手段	三五二
第十四条	協定の効力発生、終了及び旧協定の失効等	三五二
末	文	三五二
附属書 I		三五四
附属書 II		三五五
○合意された議事録		三五六
○漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第六条(b)の水域に関する書簡		三五七
日本側書簡		三五七
中国側書簡		三五八
○中国のいか釣りの実績に関する日本側書簡		三五九

漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定

前文

日本国政府及び中華人民共和国政府は、  
千九百七十二年九月二十九日に発出された日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明を想起し、  
千九百七十五年八月十五日に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定に基づき、関係を含む漁業の分野における伝統的な協力関係を考慮し、  
千九百八十二年十二月十日に作成された海洋法に関する国際連合条約の趣旨に沿った新しい漁業秩序を両国  
の間に確立し、共に関心を有する海洋生物資源を保存し及び合理的に利用し並びに海上における正常な操業の秩序を維持するため、  
友好的な協議を経て、  
次のとおり協定した。

第一条

協定の適用範囲

この協定が適用される水域（以下「協定水域」という。）は、日本国の排他的経済水域及び中華人民共和国の排他的経済水域とする。

第二条

相互入会  
の許可  
制

1 各締約国は、相互利益の原則に立って、この協定及び自国の関係法令に従い、自国の排他的経済水域において他方の締約国の国民及び漁船が漁獲を行うことを許可する。

中華人民共和国和日本国漁業協定

中華人民共和国政府和日本国政府、  
一九七二年九月二十九日發表の《中華人民共和国政府和日本国政府聯合聲明》、考慮到包括一九七五年八月十五日签订的《中華人民共和国和日本国漁業協定》在内的漁業領域的传统合作关系、为按照制訂于一九八二年十二月十日的《联合国海洋法公約》的宗旨建立两国间新的漁業秩序、保护和合理利用共同关心的海洋生物资源、维护海上正常作业秩序、经友好协商、达成协议如下：

第一条

本協定の適用水域（以下称“協定水域”）为中華人民共和国的專屬經濟区和日本国的專屬經濟区。

第二条

一、締約各方根据互惠原則、按照本協定及本国有关法令、准许締約另一方的国民及漁船在本国專屬經濟区从事漁業活动。

- 2 各締約国の権限のある当局は、この協定の附属書Iの規定に基づき、他方の締約国の国民及び漁船に対し入漁に関する許可証を発給する。当該権限のある当局は、許可証の発給に關し必要な料金を徴収することができるとができる。
- 3 各締約国の国民及び漁船は、他方の締約国の排他的経済水域において、この協定及び当該他方の締約国の関係法令に従って漁獲を行う。

第三条

沿岸国による操業条件等の決定

各締約国は、自国の排他的経済水域における資源状況、自国の漁獲能力、伝統的な漁業活動及び相互入会いの状況その他の関連する要因を考慮し、自国の排他的経済水域における他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲割当量、操業区域その他の操業の条件を毎年決定する。この決定は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における協議の結果を尊重して行われる。

第四条

他国水域における操業

1 各締約国は、自国の国民及び漁船が他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うときは、この協定の規定及び他方の締約国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を遵守することを確保するために必要な措置をい。

- 2 各締約国は、他方の締約国に対し、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件につ

二、締約各方の授权机关、按照本协议附件一的规定，向缔约另一方国民及渔船颁发有关入渔的许可证，并可就颁发许可证收取适当费用。

三、缔约各方国民及渔船在缔约另一方专属经济区按照本协议及缔约另一方有关法令从事渔业活动。

第三条

缔约各方考虑到本国专属经济区资源状况、本国捕捞能力、传统渔业活动、相互入渔状况及其他相关因素，每年决定在本国专属经济区的缔约另一方国民及渔船的可捕鱼种、渔获配额、作业区域及其他作业条件。该决定应尊重第十一条规定设置的中日渔业联合委员会的协商结果。

第四条

一、缔约各方应采取必要措施，确保本国国民及渔船在缔约另一方专属经济区从事渔业活动时，遵守本协议的规定以及缔约另一方有关法令所规定的海洋生物资源的养护措施及其他条件。

二、缔约各方应及时向缔约另一方通报本国有关法令

き、遅滞なく通報を行う。

#### 第五条

1 各締約国は、自国の関係法令に定める海洋生物資源の保存措置その他の条件を他方の締約国の国民及び漁船が遵守することを確保するため、国際法に従い、自国の排他的経済水域において、必要な措置をとることが出来る。

2 拿捕又は抑留された漁船及びその乗組員は、適当な担保又はその他の保証の提供の後に速やかに釈放される。

3 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の漁船及びその乗組員を拿捕し又は抑留した場合に、とられた措置及びその後料された罰について、適当な経路を通じて他方の締約国に速やかに通報する。

#### 第六条

第二条から前条までの規定は、協定水域のうち次の(a)及び(b)の水域を除く部分について適用する。

- (a) 第七条1に定める水域
- (b) 北緯二十七度以南の東海の協定水域及び東海より南の東経百二十五度三十分以西の協定水域（南海における中華人民共和国の排他的経済水域を除く。）

### 沿岸国の 法令の遵 守

### 相互入会 い措置を とらない 水域

所規定の海洋生物資源の养护措施及其他条件。

#### 第五 条

一、締約各方が確保締約另一方の国民及漁船遵守本国有法令所規定の海洋生物資源の养护措施及其他条件、可根据国际法在本国专属经济区采取必要措施。

二、被逮捕或扣留的渔船及其船员、在提出适当的保证书或其他担保之后、应迅速获得释放。

三、締約各方の授权机关、在逮捕或扣留締約另一方の渔船及其船员时、应通过适当途径、将所采取的行动及随后所施加的处罚、迅速通知締約另一方。

#### 第 六 条

第二条至前条の規定适用于協定水域中除以下1及2所指水域以外的部分。

- 1、第七条第一款规定的海域；
- 2、北緯二十七度以南の東海の協定水域以及東海以南の東経一百二十五度三十分以西の協定水域（南海の中華人民共和国の專屬经济区除外）。

第七条

第七條

暫定措置  
水域の共  
同規制

1 次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線によって囲まれる水域（以下「暫定措置水域」といふ。）を、おいては、2及び3の規定を適用する。

一、下列各点順次用直線連結而圍成の水域（以下称“暫定措置水域”）适用本条第二款及第三款的规定。

- (a) 北緯三十度四十分、東經百二十四度十・一分の点
- (b) 北緯三十度、東經百二十三度五十六・四分の点
- (c) 北緯二十九度、東經百二十三度二十五・五分の点
- (d) 北緯二十八度、東經百二十二度四十七・九分の点
- (e) 北緯二十七度、東經百二十一度五十七・四分の点
- (f) 北緯二十七度、東經百二十五度五十八・三分の点
- (g) 北緯二十八度、東經百二十七度十五・一分の点
- (h) 北緯二十九度、東經百二十八度零・九分の点
- (i) 北緯三十度、東經百二十八度三十二・二分の点
- (j) 北緯三十度四十分、東經百二十八度二十六・一分の点
- (k) 北緯三十度四十分、東經百二十四度十・一分の点

- 1、北緯三十度四十分、東經一百二十四度十點一分之点
- 2、北緯三十度、東經一百二十三度五十六點四分之点
- 3、北緯二十九度、東經一百二十三度二十五點五分之点
- 4、北緯二十八度、東經一百二十二度四十七點九分之二点
- 5、北緯二十七度、東經一百二十一度五十七點四分之二点
- 6、北緯二十七度、東經一百二十五度五十八點三分之二点
- 7、北緯二十八度、東經一百二十七度十五點一分之二点
- 8、北緯二十九度、東經一百二十八度零點九分之二点
- 9、北緯三十度、東經一百二十八度三十二點二分之二点
- 10、北緯三十度四十分、東經一百二十八度二十六點一分之二点
- 11、北緯三十度四十分、東經一百二十四度十點一分之二点

2 両締約国は、第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会における決定に従って、暫定措置水域において、各締約国の伝統的な漁業活動への影響を考慮しつつ、海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないことを確保するため、適当な保存措置及び量的な管理措置をとる。

3 各締約国は、暫定措置水域において漁獲を行う自国の国民及び漁船に対し、取締りその他の必要な措置をとる。各締約国は、当該水域において漁獲を行う他方の締約国の国民及び漁船に対し、取締りその他の措置をとらない。ただし、一方の締約国は、他方の締約国の国民及び漁船が第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会が決定する操業についての規制に違反して、自らを発見した場合に、その事実につき当該国民及び漁船の注意を喚起することとし、当該他方の締約国に対し、その事実及び関連する状況を通報することができる。当該他方の締約国は、その通報を尊重して必要な措置をとった後、その結果を当該一方の締約国に対して通報する。

第八条

各締約国は、自国の国民及び漁船に対し、航行及び操業の安全の確保、海上における正常な操業の秩序の維持並びに海上における事故の円滑かつ迅速な処理のため、指導その他の必要な措置をとる。

第九条

点

二、締約双方根据第十一条规定设置的中日渔业联合委员会的决定,在暂定措施水域中,考虑到对缔约各方传统渔业活动的影响,为确保海洋生物资源的维持不受到度开发的危险,采取适当的养护措施及量的管理措施。

三、締約各方应对在暂定措施水域从事渔业活动的本国国民及渔船采取管理及其他必要措施。締約各方在该水域中,不对从事渔业活动的缔约另一方国民及渔船采取管理和其他措施。締約一方发现缔约另一方国民及渔船违反第十一条规定设置的中日渔业联合委员会决定的作业限制时,可就事实提醒该国民及渔船注意,并将事实及有关情况通报缔约另一方。締約另一方应在尊重该方的通报并采取必要措施后将结果通报该方。

第八条

締約各方为确保护航和作业安全,维护海上正常作业秩序并顺利及时处理海上事故,应对本国国民及渔船采取指导及其他必要措施。

第九条

海難救助  
及び緊急  
避難

- 1 いずれか一方の締約国の国民及び漁船が他方の締約国の沿岸において海難その他の緊急事態に遭遇した場合には、他方の締約国は、できる限りの援助及び保護を与えることとす。当該一方の締約国の関係当局にこれらに関する状況を速やかに通報する。
- 2 いずれか一方の締約国の国民及び漁船は、荒天その他の緊急事態のため避難する必要がある場合には、この協定の附属書IIの規定に従って他方の締約国の関係当局に連絡した後、当該他方の締約国の港等に避難することができる。この場合において、当該国民及び漁船は、当該他方の締約国の関係法令及び関係当局の指示に従わなければならない。

第十条

両締約国は、漁業に関する科学的研究及び海洋生物資源の保存のための協力を、

資源の保  
存のため  
の協力等

第十一条

- 1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、日中漁業共同委員会(以下「漁業委員会」とす。)を設置する。漁業委員会は、両締約国の政府がそれぞれ二名の委員で構成する。

漁業委員  
会の設置

- 2 漁業委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 第三条の規定に関する事項及び第六条(b)の水域に関する事項について協議し、各締約国の政府に報告する。これらの協議を行う事項には、次のものが含まれる。

一、締約一方の国民及漁船が締約一方沿岸遭遇海難或其他緊急事態時、締約一方は尽力を以て救助と保護、回時迅速将有关情况通报对方的有关部门。

一、締約一方の国民及漁船、由于天气恶劣或其他紧急事态需要避难时、可按本协议附件二的规定、经与缔约一方有关部门联系后、到缔约另一方港口等避难。该国民及渔船应遵守缔约另一方的有关法令、并服从有关部门的指挥。

第十条

締約双方为渔业科学研究和海洋生物资源的养护而进行合作。

第十一条

一、締約双方为实现本协议的目的、设立中日渔业联合委员会(以下称“渔委会”)、渔委会由締約双方政府各自任命的两名委员组成。

二、渔委会的任务如下：

(一) 协商与第三条规定有关的事项、与第六条第2项所指水域有关的事项、并向締約双方政府提出建议。协商事



(a) 第三条に規定する他方の締約国の国民及び漁船の漁獲が認められる魚種、漁獲制限量その他の具体的な操業の条件に関する事項

(b) 操業の秩序の維持に関する事項

(c) 海洋生物資源の状況及び保存に関する事項

(d) 両締約国間の漁業についての協力に関する事項

(2) 第七条の規定に関する事項については協議し、決定する。

(3) 必要に応じて、この協定の附属書の修正に関し、両締約国の政府で動向する。

(4) この協定の実施状況その他のこの協定に関する事項については協議する。

3 漁業委員会は、すべての勧告及び決定は、双方の委員の合意に基づいてのみ行う。

4 両締約国の政府は、2 (1)の勧告を尊重し及び2 (2)の決定に従って必要な措置をい。

5 漁業委員会は、毎年一回、日本国又は中華人民共和国で交互に会合する。漁業委員会は、必要に応じて、両締約国の間の合意により臨時に会合することができる。

## 第十二条

# 中国との漁業協定

項包括如下内容：

1、第二条规定的缔约另一方国民及渔船的可捕鱼种、渔获配额及其他具体作业条件的事项；

2、有关维持作业秩序的事项；

3、有关海洋生物资源状况和养护的事项；

4、有关两国间渔业合作的事项。

(二) 协商和决定与第七条规定有关的事项；

(三) 根据需要，就本协议附件的修改向缔约双方政府提出建议；

(四) 研究本协议的执行情况及其他有关本协议的事项。

三、渔委会的一切建议和决定须经双方委员一致同意方能实施。

四、缔约双方政府应尊重本条第二款第(一)项的建议，并按照本条第二款第(二)项的决定采取必要措施。

五、渔委会每年召开一次会议，在中华人民共和国和日本轮流举行。根据需要，经缔约双方同意可召开临时会议。

## 第十二条

海洋法に  
関する諸  
問題

この協定のいかなる規定も、海洋法に関する諸問題について、この両締約国のそれぞれの立場を言及するものとなしなしてはならない。

第十三条

1 この協定の附属書（2の規定に従って修正された後の附属書を含む。）は、この協定の不可分の一部を構成する。

2 両締約国の政府は、文書による合意により、この協定の附属書を修正することができる。

第十四条

1 この協定は、その効力発生のために国内法上必要とされる手続がそれぞれの国において完了した後、両締約国の政府の公文の交換によって合意される日に効力を生ずる。この協定は、五年間効力を有する。その後は、2の規定に従ってこの協定が終了するまで効力を有する。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国に対し、六箇月前に文書による予告を与えることにより、最初の五年の期間の満了の際又はその後いつでもこの協定を終了させることができる。

3 千九百七十五年八月十五日に署名された日本国と中華人民共和国との間の漁業に関する協定は、この協定の効力発生の日に効力を失う。

千九百九十七年十一月十一日に東京で、ひとしく正文である日本語及び中国語により本書二通を作成し

本協定各項規定不得认为有损缔约双方各自关于海洋法诸问题的立场。

第十三条

一、本協定の附件（包括根据本条第二款规定修改后的附件），为本協定不可分割的组成部分。

二、締约双方政府可以书面协议修改本協定の附件。

第十四条

一、本協定经締约双方履行为生效所必要的各自国内法律手續后，由两国政府通过换文达成协议之日起生效。本協定有效期为五年，之后有效至根据本条第二款的规定终止为止。

二、締约任何一方，在最初五年期满时或在其后，可提前六个月以书面形式通知締约另一方，随时终止本協定。

三、一九七五年八月十五日签订的《中华人民共和国和日本国漁業協定》自本協定生效之日起失效。

本協定于一九九七年十一月十一日在东京签订，一

た。

日本国政府のために

小淵恵三

中華人民共和国政府のために

徐敦信

式两份,每份都用中文和日文写成,两种文本同等作准。

中华人民共和国政府代表

日本国政府代表

徐 敦 信

小 淵 恵 三

## 附属書 I

## 附属書 I

各締約国は、この協定の第二条2の規定に基づき、許可に関する次の措置をとる。

1 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局からこの協定の第三条で規定する決定についての書面による通報を受領した後、当該他方の締約国の権限のある当局に対し、当該他方の締約国の排他的経済水域において漁獲を行うことを希望する自国の国民及び漁船に対する許可証の発給のための申請を行う。当該他方の締約国の権限のある当局は、この協定及び自国の関係法令に従って、この許可証の発給を行う。

2 各締約国の権限のある当局は、他方の締約国の権限のある当局に対し、入港に関する手続規則（許可証の申請及び発給、漁獲に関する情報の提出、漁船の標識並びに操業日誌の記載に関する手続規則を含む。）を書面の上り通報する。

3 許可を受けた漁船は、許可証を操縦手の見やすい場所に掲示し、他方の締約国の定める漁船の標識を明確に表示しなければならない。

## 附件一：

締約各方根据本协议第二条第二款的规定，采取以下许可措施：

一、缔约各方的授权机关在接到缔约另一方授权机关发来的有关本协议第二条规定决定的书面通报后，向缔约另一方的授权机关申请发给在缔约另一方专属经济区从事渔业活动的本国国民及渔船许可证。缔约另一方的授权机关按照本协议及本国的有关法令颁发许可证。

二、缔约各方的授权机关应以书面形式向缔约另一方的授权机关通报有关入港的手续规定（包括许可证的申请和颁发、捕鱼数据的提供、渔船标识及捕捞日志的填写等手续规定）。

三、获得许可的渔船应将许可证置于驾驶室舱明显之处，并明确显示缔约另一方规定的渔船标识。

この協定の第九条2の規定の実施に関しては、次に定めるところによる。

1 日本国政府が指定する連絡先は、避難する港等を管轄する海上保安庁の各管区海上保安本部とする。中華人民共和国政府が指定する連絡先は、関係港を管轄する港務監督部門とする。

2 具体的な連絡方法については、この協定の第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会において相互に通報する。

3 一方の締約国の漁船が他方の締約国の指定する連絡先に連絡する内容は次のとおりとする。  
船名、識別信号、現在位置（緯度、経度）、船籍港、総トン数及び全長、船長の氏名、乗組員数、避難の理由、避難を求める目的地、到着予定時刻並びに通信連絡の方法

附件二：

按以下规定实施本协定第九条第二款的规定：

一、中华人民共和国政府指定的联络部门为管轄有关港口的港务监督部门。日本国政府指定的联络部门为管轄避难港口等的海上保安厅的各管区海上保安本部。

二、具体联系方法在本协定第十一条规定设置的中日渔业联合委员会上相互通报。

三、缔约各方的渔船与缔约另一方指定的联络部门进行联系的内容有：船名、呼号、当时船位（纬度、经度）、船籍港、总吨位和全长、船长姓名、船员数、避难理由、请求避难的目的地、预计到达时间、通讯联络方法。

合意された議事録

協 議 事 録

日本国政府代表及び中華人民共和国政府代表は、本日署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定（以下「協定」という。）の關係条項に關連し、次の事項を記録することに合意した。

中華人民共和国政府代表及日本国政府代表就本日签订的《中华人民共和国和日本国渔业协定》（以下称“协定”）有关条款，同意记录下列事项：

1 両政府は、両国の排他的經濟水域及び大陸棚の境界画定に關する協議を誠実に継続し、双方に受け入れ可能な合意が得られるよう努めることを表明した。また、両政府は、協定第七條一に規定する暫定措置水域の設定に關し、双方の排他的經濟水域及び大陸棚の境界画定に關する立場を損なうものともみなしてはならないことを表明した。

一、兩國政府表示将继续坦诚进行两国关于专属经济区和大陆架划界的磋商，并努力达成双方都能接受的协议。此外，两国政府表示协定第七条第一款规定的暂定措施水域的设置，不得认为有损两国有关专属经济区和大陆架划界的各自立场。

2 両政府は、両国の伝統的かつ協力的な漁業關係にかんがみ、協定の実施及び第三国との漁業關係の構築に際し、双方が協定第七條一に規定する水域の北側の境界線以北の東海の一部水域において現有の漁業活動を尊重し、他方の国の伝統的操業及び当該水域の資源状況に配慮し、当該他方の国の当該水域における漁業の利益が不当に損なわれることのないようにする意向を表明した。

二、兩國政府表示，鉴于两国传统和合作的渔业关系，在实施协定和与第三国建立渔业关系时，双方在协定第七条第一款规定的水域北限线以北的东海部分水域，尊重现有渔业活动，考虑缔约另一方传统作业及该水域的资源状况，不使缔约另一方在该水域的渔业利益受到不正当的损害。

千九百九十七年十二月十一日に東京で

日本国政府のため

日本国政府代表

小淵恵三

中華人民共和国政府のため

徐敦信

徐 敦 信

小 淵 恵 三

(漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第六条(b)の水域に関する書簡)

(日本側書簡)

## 日本側書簡

本大臣は、本日署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定に言及することにより、次のとおり申し述べる光栄を有します。

日本国政府は、日中両国が同協定第六条(b)の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によって脅かされないうことを確保するため協力関係にあることを前提として、中国国民に対して、当該水域において、漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十七年十一月十一日に東京で

日本国外務大臣 小淵恵三

日本国駐在中華人民共和国  
特命全權大使 徐敦信閣下

(譯文)  
(日方信件)

中華人民共和国駐日本国特命全權大使徐敦信閣下：

本大臣榮幸地提及本日签订的《日本国和中華人民共和国漁業協定》，并謹闡述日本国政府意向如下：

以日中兩國為確保本協定第六條第2項所指水域的海洋生物資源的維持不受過度開發的威脅而進行合作為前提，在該水域不將本國有關漁業的法令適用於中國國民。

順致敬意。

日本国外務大臣 小淵 惠三

一九九七年十一月十一日于東京

(中国側書簡)

(中方信件)

(訳文)

本使は、本日署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定に言及するところを、お喜びと  
おり申し述べる光栄を有します。

中華人民共和国政府は、日中両国が同協定第六条(b)の水域における海洋生物資源の維持が過度の開発によ  
って脅かされないことを確保するため協力関係にあることを前提として、日本国民に対して、当該水域にお  
いて、漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している。

本使は、以上を申し進めるに際し、この間を通じて敬意を表します。

千九百九十七年十一月十一日に東京で

日本国駐在中華人民共和国  
特命全權大使 徐敦信

日本国外務大臣 小淵恵三閣下

日本国外務大臣小淵恵三閣下：

我輩幸地提及本日签订的《中华人民共和国和日本国  
渔业协定》，并谨阐述中华人民共和国政府意向如下：

以中日两国为确保本协议第六条第2项所指水域的  
海洋生物资源的维持不受过度开发的危害而进行合作为前  
提，在该水域不将本国有关渔业的法令适用于日本国民。

顺致敬意。

中华人民共和国  
驻日本国特命全权大使 徐 敦 信

一九九七年十一月十一日于东京



(中国のいか釣りの実績に関する日本側書簡)

本大臣は、本日署名された漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定を言及するところであり、次のとおり申し述べる光栄を有します。

1 同協定第三条の規定に基づき、中華人民共和国政府は、協定の発効後五年の間、中国のいか釣り漁船が日本海及び北太平洋の日本国の排他的経済水域におきいて漁業が可能な限り、入漁費用を免除されること並びに操業艘数及び漁獲量は千九百九十六年の実績の数量を超過しないものとすることを同意した。

2 日本国政府は、中国側の要請に留意するところであり、これを原則的に受け入れ、当該水域における漁業資源の状況を踏まえつつ、同協定第十一条の規定に基づいて設置される日中漁業共同委員会において具体的な実施方法につき協議し及び確定する意向である。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、日中閣下に向かって敬意を表します。

千九百九十七年十一月十一日に東京で

日本国外務大臣 小淵恵三

日本国駐在中華人民共和国  
特命全權大使 徐敦信閣下

(譯文)

中华人民共和国駐日本国特命全權大使徐敦信閣下：

本大臣荣幸地提及本日签订的《日本国和中华人民共和国渔业协定》，并谨阐述如下：

一、根据本协议第三条规定，中华人民共和国政府要求本协议生效后五年内，中国鱿鱼钓鱼船可在日本海及北太平洋日本国专属经济区内进行作业，免交入渔费，作业艘数及渔获量不应超过一九九六年的实际数量。

二、本大臣对此意向如下：日本国政府注意到并原则接受中方的要求，将根据该水域的渔业资源状况，由本协议第十一条规定设置的中日渔业联合委员会协商确定具体实施办法。

顺致敬意。

日本国外務大臣 小 淵 恵 三

一九九七年十一月十一日于东京

(参考)

この協定は、日中両国について平成八年に発効した国連海洋法条約の趣旨を踏まえ、原則として沿岸国が自国の排他的経済水域において海洋生物資源の管理を行うことを基本とする新たな漁業秩序を日中間に確立するため締結したものであり、昭和五十年八月十五日に署名された中国との漁業協定（昭和五十年二国間条約集及び条約集第二五一四号参照）に代わるものである。